

一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

施設名称 十和田ごみ焼却施設
設置場所 青森県十和田市大字伝法寺字大窪 60 番地 3
設置者名 十和田地域広域事務組合 管理者 櫻田 百合子
問合せ先 十和田地域広域事務組合 事務局施設係

当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

1. 処分した一般廃棄物の種類及び各月ごとの数量

令和7年度

(単位：t)

一般廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
可燃ごみ	2,477.70	2,703.33	2,600.74	2,790.88	2,826.58	2,843.44	2,844.59	2,703.22	2,034.56	2,695.48	1,721.87	2,328.90

2. 煙突から排出される排ガス中の測定に関する事項（環境省令第四条の五第一項第二号カの規定による測定に関する事項）及びその他測定に関する事項

(1) ダイオキシン類濃度

測定項目 排ガス中のダイオキシン類濃度 測定回数 2炉×1回/年

令和7年度

項目	測定に係る排ガスを採取した位置	測定に係る排ガスを採取した年月日	測定の結果の得られた年月日	測定の結果 (ng-TEQ/m ³ N)	排出基準 (ng-TEQ/m ³ N)
1号炉のダイオキシン類濃度	バグフィルタ出口（煙突入口）	令和7年7月29日	令和7年10月25日	0.0037	5
2号炉のダイオキシン類濃度	バグフィルタ出口（煙突入口）	令和7年7月30日	令和7年10月25日	0.02	5

(2) ばい煙測定

測定項目 ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素
 測定回数 2 炉×2 回/年

令和 7 年度

(測定を行った位置：煙突入口)

項 目	単 位	分 析 結 果				参 考 基 準
		1 回 目		2 回 目		
		1 号 炉	2 号 炉	1 号 炉	2 号 炉	
測定日	—	4 月 30 日	4 月 30 日	10 月 21 日	10 月 21 日	—
結果の得られた年月日	—	5 月 7 日	5 月 7 日	10 月 28 日	10 月 28 日	—
ガスの温度	℃	161	163	167	163	—
平均流速	m/sec	14	11	13	12	—
平均水分量	%	9.3	23	21	14	—
湿りガス量	m ³ N/h	28000	22000	25000	23000	—
乾きガス量	m ³ N/h	25000	17000	20000	20000	—
硫黄酸化物濃度	volppm	<10	<10	20	<10	—
硫黄酸化物排出量	m ³ N/h	0.25	0.095	0.41	0.14	※1
ばいじん濃度 実測値	g/m ³ N	0.0584	0.0267	0.0002	0.1050	—
ばいじん濃度 12%換算値	g/m ³ N	0.076	0.034	0.00034	0.15	0.25
塩化水素濃度 実測値	mg/m ³ N	20	<10	18	14	—
塩化水素濃度 12%換算値	mg/m ³ N	26	<10	32	19	700
窒素酸化物濃度 実測値	volppm	87	76	55	59	—
窒素酸化物濃度 12%換算値	volppm	110	97	95	83	250

※1 硫黄酸化物基準排出量 (m³N/h)：令和 7 年 4 月 30 日測定時の 1 号炉は 83 以下、2 号炉は 72 以下
 令和 7 年 10 月 21 日測定時の 1 号炉は 59 以下、2 号炉は 62 以下

(3) 焼却灰測定

測定項目 熱灼減量 測定回数 12 回/年

令和 7 年度

年月日	4 月 4 日	5 月 9 日	6 月 6 日	7 月 4 日	8 月 1 日	9 月 5 日
熱灼減量 (W/W%)	6.80	4.86	5.80	5.58	7.91	4.55
年月日	10 月 3 日	11 月 7 日	12 月 5 日	1 月 9 日	2 月 6 日	3 月 6 日
熱灼減量 (W/W%)	6.71	6.66	9.43	8.97	9.31	7.75

(4) ごみ質分析

分析項目 種類組成、単位容積重量、三成分、低位発熱量

分析回数 4回/年

令和7年度

項目		単位	分析結果							
採取日		—	5月22日		8月26日		11月20日		2月19日	
結果を得られた年月日		—	5月29日		9月4日		12月3日		3月3日	
天候		—	雨		晴		晴		晴	
気温		℃	12.0		31.0		8.0		3.0	
			湿ベース	乾ベース	湿ベース	乾ベース	湿ベース	乾ベース	湿ベース	乾ベース
種類組成	紙、布類	Wt%	50.17	54.14	58.97	69.08	15.78	14.37	33.23	33.07
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	Wt%	18.50	24.30	15.58	19.74	15.51	18.54	19.29	21.82
	木、竹、わら類	Wt%	3.18	3.39	8.28	3.29	42.42	41.13	17.60	21.12
	厨芥類	Wt%	24.25	13.24	10.85	1.97	9.25	4.57	20.84	13.97
	不燃物類	Wt%	1.12	1.84	1.58	2.63	13.42	18.54	6.09	7.70
	その他	Wt%	2.78	3.08	4.73	3.29	3.63	2.88	2.95	2.29
単位体積重量		kg/m ³	161.00		126.80		165.4		136.6	
三成分	水分	Wt%	40.04		40.04		32.88		32.00	
	灰分	Wt%	3.77		6.10		15.10		13.19	
	可燃分	Wt%	56.19		53.86		52.02		54.80	
低位発熱量 (実測値)		Kcal/kg	3,100		2,700		2,510		2,580	

3. 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

令和7年度

項目	除去を行った年月日
冷却設備にたい積したばいじん	1号炉：令和8年2月5日実施
	2号炉：令和7年12月3日実施
排ガス処理設備にたい積したばいじん	1号炉：令和8年2月11日実施
	2号炉：令和7年12月10日実施

施設名称 五戸ごみ焼却施設
 設置場所 青森県三戸郡五戸町大字倉石中市字前新田 28 番地 87
 設置者名 十和田地域広域事務組合 管理者 櫻田 百合子
 問合せ先 十和田地域広域事務組合 事務局施設係

五戸ごみ焼却施設は、広域化により施設を使用しなくなったため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 3 項の規定により、一般廃棄物処理施設休止の届け出をしています。

休止の年月日 平成 15 年 3 月 7 日

施設名称 十和田最終処分場
 設置場所 青森県十和田市大字切田字西大沼平 1 番地 323
 設置者名 十和田地域広域事務組合 管理者 櫻田 百合子
 問合せ先 十和田地域広域事務組合 事務局施設係

当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（公表すべき維持管理の状況に関する情報）

1. 埋め立てた一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

令和 7 年度 (単位：t)

一般廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

2. 最終処分基準省令第一条第二項第七号の規定による点検に関する次に掲げる事項

令和 7 年度 埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁等

項目	点検を行った年月日	点検を行った結果	擁壁等が損壊するおそれがあると認められた場合	
			措置を講じた年月日	講じた措置の内容
埋め立てる一般廃棄物の流出を防止するための擁壁等	令和 7 年 7 月 9 日	異常なし	—	—

3. 最終処分基準省令第一条第二項第十四号ロの規定による点検に関する次に掲げる事項

令和7年度 浸出水処理設備の機能点検

点検を行った年月日	4月30日	5月30日	6月30日	7月31日	8月29日	9月30日	10月31日	11月28日	12月26日	1月30日	2月27日	3月2日
点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
異状を認めた場合の措置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

4. 最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府厚生省令第二号。以下「維持管理基準省令」という。）第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

ダイオキシン類濃度

令和7年度

項目	採取した場所	採取した年月日	測定結果の得られた年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	基準 (pg-TEQ/L)
放流水	処分場放流水マス	令和7年7月22日	令和7年10月25日	0.00078	(排出基準) 10
上方地下水	処分場周辺井戸水	令和7年7月22日	令和7年10月25日	0.29	(環境基準) 1
下方地下水	処分場南東端	令和7年7月22日	令和7年10月25日	0.028	(環境基準) 1

5. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第四号リの規定による次に掲げる事項

令和7年度

項目	算出年月日	残余容量(m ³)
残余埋立容量	令和8年3月予定	13,651

3. 最終処分基準省令第一条第二項第九号の規定による点検に関する次に掲げる事項

令和7年度

点検を行った年月日	4月10日	5月15日	6月14日	7月11日	8月13日	9月9日	10月9日	11月11日	12月26日	1月7日	2月3日	3月2日
点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
異状を認めた場合の措置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

4. 最終処分基準省令第一条第二項第十四号ロの規定による点検に関する次に掲げる事項

令和7年度 浸出水処理設備の機能点検

点検を行った年月日	4月10日	5月15日	6月14日	7月11日	8月13日	9月9日	10月9日	11月11日	12月26日	1月7日	2月3日	3月2日
点検結果	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
異状を認めた場合の措置	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

5. 最終処分基準省令第一条第二項第十号及び第十四号ハ並びにダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成十二年総理府厚生省令第二号。以下「維持管理基準省令」という。）第一条第一号及び第三号ロの規定による水質検査に関する次に掲げる事項

ダイオキシン類濃度

令和7年度

項目	採取した場所	採取した年月日	測定結果の得られた年月日	測定結果 (pg-TEQ/L)	基準 (pg-TEQ/L)
放流水	水処理棟 1F 放流槽	令和7年7月22日	令和7年10月25日	0.13	(排出基準) 10
上方地下水	工場棟 1F	令和7年7月22日	令和7年10月25日	0.026	(環境基準) 1
下方地下水	処分場北東端	令和7年7月22日	令和7年10月25日	0.026	(環境基準) 1

6. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第四条の五の二第四号リの規定による次に掲げる事項

令和7年度

項目	算出 年月日	残余容量(m ³)
残余 埋立容量	令和8年 3月予定	20,714